一般外貨定期預金

本書をよくお読みいただき、商品の内容・リスク等を十分ご理解のうえ、お申し込みくださいますようお願い申しあげます。

・外貨預金は、外貨建ての預金（預金保険の対象外の預金）であり、外国為替相場の動向等によっては、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスク等があります。それらのリスクは、預金者が負うこととなります。
・預金者には、お預入時に為替手数料等をご負担いただくほか、外貨現金の引き出し時等にも手数料がかかります。
・預金者は、預金の元利金の払戻請求権を有します。
・一般外貨定期預金とは、外貨預金のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は、払戻請求に応じないことを条件としている預金です。

お申込に際しては、販売担当者等により、商品の内容およびリスクに関する説明をさせていただきますので、窓口等にお問い合わせください。

○ 外貨預金には、為替変動リスクがあります。外国為替相場の動向等によっては、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスクがあります。
○ TTS レート（円貨から外貨に替えるレート）と TTB レート（外貨から円貨に替えるレート）には差（米ドルであれば 1 米ドルあたり 2 円）がありますので、外国為替相場に変動がない場合でも、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回り、「元本割れ」が生じるリスクがあります。
○ TTS レートと TTB レートの差は往復の為替手数料に相当し、相場公表通貨における差は 1 通貨単位あたり最大 16 円です。
○ 外貨によるお預け入れまたはお引き出しの際には原則、手数料がかかります。外貨現金の場合、例えば米ドルであれば 1 米ドルあたり 2 円かかります。送金等その他の手数料については、お取引内容により異なりますので、あらかじめ表示することができません。
○ その他の通貨における TTS レートと TTB レートの差および外貨現金の取扱手数料等は、前記とは異なりますので窓口までお問い合わせください。
○ お客さまにご負担いただく手数料の合計額は、上記を足し合わせたものになります。
○ 人民元等の新興国通貨の場合は、当該通貨以外の通貨との交換、および預金のお預入・払戻し等については、規制の変更等により、お取扱いに制約が生じることがあります。また、中国政府等通貨発行国の政策や市場環境等の諸事情により為替相場が大きく変動するリスクがあります。人民元等新興国通貨のお取引にあたっては、当該制約やリスク等を十分にご理解のうえ、お取引ください。

商品説明書

２０１６年7月

株式会社 三井住友銀行

※ ブラジルレアルは、送金および外貨預金取引における外貨現金の取扱はできません。
※ 人民元建て外国送金については一部取扱ができない場合があります。くわしくは店頭にてご相談ください。

お取引条件（預入・払戻の時期等）に制限を設ける場合があります。

1．商品（契約）の概要	・一般外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建ての預金）のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払い戻しの請求に応じないことを条件としている預金です。
2．期間	・この預金には、払い戻しに関する期間の定め(満期日)があります。 ・お預入日から 1 年以内（ただし預入日の 1 年後の応当日が休日等のため満期日がその翌営業日となるものを含みます）の任意の日を、満期日に指定することができます。 ・自動継続の取扱はできません。
3．ご利用可能な方	・個人および法人のお客さま
4．お預入方法 (1)お預入方法 (2)通　　貨 (3)お預入金額	 ・当行の国内本支店窓口等(原則として、既存口座へのお預け入れは口座取引店)で、お預け入れできます。 ・米ドル、ユーロ、英ポンド、スイスフラン、オーストラリアドル、ニュージーランドドルその他当行の認める通貨 ・100 通貨単位以上、1 補助通貨単位（例えば、米ドルの場合は 1 セント単位。ただし、外貨現金でお預け入れされる場合、硬貨はお取り扱いできません。）
5．払戻方法	・当行の国内本支店窓口等(原則として、その一般外貨定期預金をお預け入れいただいている取引店)で、満期日以後に、当初お預入通貨にて、元金と利息を払い戻します。ただし、外貨現金でお引き出しされる場合、硬貨はお取り扱いできません。
6．利息 (1)適用金利 (2)利息支払 (3)計算方法 (4)利子課税	 ・お預入時の約定利率を、満期日まで適用します（固定金利）。 ・満期日前に解約するときの、預入日から解約日までの利率については、当行の所定の利率（後記 11）を適用します。 ・満期日を過ぎてから解約するときは、満期日から解約日までの利率については、解約日の外貨普通預金(その外貨定期の通貨建てのもの)の利率を適用します。 ・解約日に一括して支払います。 ・付利単位を 1 通貨単位(例えば、米ドルの場合は 1 ドル単位)として、1 年を 365 日または 360 日（お預入時にいずれかを指定していただきます）とする日数計算により利息を計算します。 ・個人のお客さまは分離課税(国税 15.315%および地方税 5%、合計 20.315%)、法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。 ・外貨預金には、マル優はご利用いただけません。

<table>
<tr><td>7．手数料等</td><td>・TTS レート（円貨から外貨に替えるレート）と TTB レート（外貨から円貨に替えるレート）には差がありますので、外国為替相場に変動がない場合でも、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回り、「元本割れ」が生じるリスクがあります。TTS レート、TTB レートの差は、往復の為替手数料に相当します。

■主な通貨の為替手数料（往復）
<table><tr><td>米ドル</td><td>１米ドルあたり２円</td></tr><tr><td>ユーロ</td><td>１ユーロあたり２円８０銭</td></tr><tr><td>英ポンド</td><td>１英ポンドあたり８円</td></tr><tr><td>スイスフラン</td><td>１スイスフランあたり１円８０銭</td></tr><tr><td>オーストラリアドル</td><td>１オーストラリアドルあたり５円</td></tr><tr><td>ニュージーランドドル</td><td>１ニュージーランドドルあたり５円１０銭</td></tr></table>
・外貨現金のお預け入れまたはお引き出しの際には原則、手数料がかかります。送金等その他の手数料については、お取引内容により異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■主な通貨の外貨現金手数料
<table><tr><td>米ドル</td><td>１米ドルあたり２円</td></tr><tr><td>ユーロ</td><td>１ユーロあたり２円６０銭</td></tr><tr><td>英ポンド</td><td>１英ポンドあたり７円</td></tr><tr><td>スイスフラン</td><td>１スイスフランあたり４円</td></tr><tr><td>オーストラリアドル</td><td>１オーストラリアドルあたり９円</td></tr><tr><td>ニュージーランドドル</td><td>１ニュージーランドドルあたり８円</td></tr></table>1 万米ドル以上の米ドル建て外貨預金をお持ちの個人のお客さまご本人が、その外貨預金に対して米ドル現金でお預け入れ、またはお引き出しする場合は、外貨現金手数料は不要です。
※　硬貨のお取扱はしていません。
※　米ドル建て以外の外貨預金から、預入通貨で外貨現金をお引き出しする場合は、お取り寄せになるため、日数がかかります。
また、米ドル建て外貨預金から米ドル現金をお引き出しする場合でも、金額や金種によってはお取り寄せのため、日数がかかることがあります。</td></tr>
<tr><td>8．付加できる特約事項</td><td>・元利金(外貨)を満期日に円貨に転換する「為替予約」を、付加することができます。
なお、為替予約自体の取消や変更、また、為替予約を付加した一般外貨定期預金の満期日前の解約はできません。</td></tr>
<tr><td>9．預金保険の適用</td><td>・預金保険の対象外です。預金保険については、窓口までお問い合わせください。</td></tr>
</table>

10．元本欠損リスクと要因	外貨預金には、元本欠損を発生させる等の次の主なリスクにより、損失を被ることがあります。 ・外国為替相場の動向等によっては、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスク ・外国為替市場において外国為替取引が行われない場合等に外貨預金のお預け入れや払い戻しに応じられないリスク ・外国為替相場に変動がない場合においても、TTS レートと TTB レートの差から生じる「元本割れ」のリスク
11．中途解約の制限・権利行使上の制限	・原則、満期日前の解約はできませんが、やむを得ず満期日前の解約を行う場合は以下の利率で計算します。 (1) 解約日の元金が 10 万米ドル相当額未満の場合には、解約日における当該外国通貨の普通預金の利率を適用します。 (2) 解約日の元金が 10 万米ドル相当額以上の場合には、次のＡおよびＢの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率を適用します。 Ａ：約定利率 Ｂ：約定利率－ $\frac{(\text{標準利率（注）－約定利率})\times(\text{約定日数－預入日数})}{\text{預入日数}}$ 小数点第６位以下は切り捨てます。ただし、Ｂの算式により計算した利率が 0%を下回る時には 0%とします。 （注）標準利率は、解約日に、この預金の元金を通帳または証書等に記載している満期日まで、新たに当行がインターバンク市場等にて調達するとした場合に適用される利率を基準として、当行が決定した利率とします。 ・ 一般外貨定期預金に付加した為替予約自体の取消や変更、また、為替予約を付加した一般外貨定期預金の満期日前の解約はできません。
12．想定されるリスク	・その他不測の事態等が発生した場合に、お預入時の元本を割り込むリスクがあります。

13．その他の説明事項	・金利については、窓口までお問い合わせください。
(1)為替差益への課税	・個人：総合課税(雑所得として、確定申告が必要です。) ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で、給与および退職所得以外の所得が為替差益を含めて年間 20 万円以下の場合は、申告は不要です。なお、為替差損については、雑所得から控除することができます。 ・法人：総合課税(非課税法人の場合は非課税)
(2)ｽﾃｰﾄﾒﾝﾄ取引	・個人のお客さまのみ、お取引できます。 ・通帳を発行せず、お取引内容をお取引明細書に記載して、お届けの住所に送付します。 ・この一般外貨定期預金口座を開設した支店の円預金口座を、ご本人さま確認口座として届けていただき、お預け入れ・払い戻し・口座解約・届出事項の変更等の際には、その円預金口座の通帳またはキャッシュカードの提示が必要となります。
(3)取扱時間帯について	・窓口の取扱時間帯は、米ドルの場合は平日午前 10 時から、米ドル以外の通貨は午前 11 時から午後 3 時までです。
(4)新興国通貨について	・人民元等の新興国通貨の場合は、当該通貨以外の通貨との交換、および預金のお預入・払戻し等については、規制の変更等により、お取扱いに制約が生じることがあります。また、中国政府等通貨発行国の政策や市場環境等の諸事情により為替相場が大きく変動するリスクがあります。人民元等新興国通貨のお取引にあたっては、当該制約やリスク等を十分にご理解のうえ、お取引ください。
(5)ブラジルレアルの取扱について	・ブラジルレアルは、外貨預金取引における外貨現金の取扱はできません。また送金の取扱はできません。 ・お取引条件（預入期間等）に制限を設ける場合があります。
(6)人民元について	・人民元建て外国送金については一部取扱ができない場合があります。くわしくは店頭にてご相談ください。 ・お取引条件（預入・払戻の時期等）に制限を設ける場合があります。 ・法人のお客さまにおける人民元クロスボーダー取引等については、お取引店の担当者までお問い合わせください。
(7)当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人 全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室 電話番号　0570-017109 または 03-5252-3772
(8)対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	・無

（2016 年 7 月 5 日現在）

《お問い合わせ先》

本商品のお問い合わせは、お近くの窓口または下記までお願い致します。

電話：０１２０－５６－３１４３（携帯電話・ＰＨＳからもご利用いただけます）
海外からの通話など、フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、
（通話料有料）東京：03-5745-5051　**大阪：**06-6258-0012
平日・土・日・祝日 9：00～21：00
（1 **月** 1 **日**～3 **日と** 5 **月** 3 **日**～5 **日を除く**）

【商号・住所】
株式会社 三井住友銀行　東京都千代田区丸の内一丁目１番２号